

概要資料

2016 年 4 月 26 日

1. 基本情報

- (1) 案件名：課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」
(Hydrography for Charting and Disaster Management (Internationally Accredited Category B))
- (2) 対象国：全世界
- (3) 参加者：インドネシア海軍海洋業務センター職員 1 名を含む計 12 名
- (4) 実施期間：平成 27 年 6 月 29 日～12 月 18 日
- (5) 実施機関：(財) 日本水路協会
- (6) 事業の要約：水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際 B 級認定技術者と認定される。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本案件を実施する外交的意義

インドネシアは、ASEAN 最大の人口と国土を有する ASEAN の中核国であり、世界最大のイスラム人口を抱え、マラッカ海峡を始め重要な海上交通路の要衝に位置し、同国の安定は我が国を含むアジア全体の安定と繁栄に不可欠である。

近年は政治的安定と順調な経済成長を実現し、東南アジア唯一の G20 メンバーとして国際場裏での役割を拡大してきており、気候変動対策や民主化支援などアジア地域及び国際社会の課題に対しても積極的に取り組む姿勢を見せている。

また、同国は、民主主義や人権、市場経済といった基本的な価値観を我が国と共有し、かつ幅広い国民レベルでの長い友好関係を有する戦略的パートナーである。

更に、同国へ進出している日系企業数は約 1300 社に達しており、同国は我が国企業にとって重要な活動拠点であり、2015 年の ASEAN 共同体実現に向けて、ASEAN 各国が域内の連結性（コネクティビティ）向上に取り組む中で、国際的な生産・貿易ネットワークの一翼としての期待が一層高まっている。加えて同国は、我が国にとって、LNG、石炭等のエネルギー資源や銅、ニッケル等の鉱物資源の重要な供給国であるなど、両国の経済関係は極めて深い。同国がより良いビジネス・投資環境を整備し、更なる経済成長を達成することは、同

国のみならずアジア地域の発展のために重要であると同時に、我が国がアジアと共に成長する観点からも重要である。平成 20 年 7 月に日インドネシア経済連携協定が発効したのに続き、平成 22 年 12 月には「首都圏投資促進特別地域」(MPA)の協力覚書に署名し、インフラ整備分野で両国が協力していくことで一致するなど、二国間経済関係の更なる強化も期待されている。

(2) 背景

海図は海上交通の安全を確保し、海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流失等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。他方、インドネシアを含む開発途上国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であり、当該分野に携わる人材に対する海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上が必要である。

インドネシアにおいては、インドネシア海軍の一部局である海洋業務センターが、海軍の指揮命令系統下の組織ではあるものの、実質的には我が国海上保安庁海洋情報部等の文民組織を含む各国の水路測量部と同様の業務を専門的に担う機関であるところ、平成 27 年度実施研修には、同センター職員 1 名が参加した。

(3) 我が国協力方針等との位置付け

インドネシア海軍海洋業務センターは、海図、水路図誌(潮汐表、天測歴等)を毎年刊行し、これらは世界の海事関係者に広く活用されており、本件技術協力の成果、即ち途上国における民生分野での活動や災害救助等にとって必要不可欠な基盤となる航行安全の確保という開発・民生面での利益が一般国民に広く還元される効果が期待される。

さらに、我が国のインドネシアに対する援助の重点分野は、①更なる経済成長への支援、②不均衡の是正と安全な社会造りへの支援、③アジア地域及び国際社会への課題への対応能力向上のための支援、と定められており、本件研修は③の一環として、インドネシアがアジア地域の抱える海上安全の問題に適切に対応していくための支援として重要といえる。

(4) 本事業を実施する開発政策上の意義

本事業は、同国政府の課題・開発政策及び我が国の援助方針にも合致しておりアジア地域の抱える海上安全等への対応能力や援助国(ドナー)としての能力向上に貢献する。

3. 事業概要

- ① 事業の目的：国際基準に基づいた水路測量が独力で行われることにより当該国における水深等データが整備されること、また、海図作成技術の習得を通じて水路測量国際認定 B 級を取得し、作成された海図情報の活用法を理解することを目的とする。

- ② 事業内容：海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る開発途上国政府関係者の能力向上を図るものであり、水路測量もしくは海図作成を担う政府機関（海図作成機関、港湾局、海事局など）の職員を対象として、海図作成時に現地にて測量の統括が出来る測量技術者の養成を目指して研修を実施するもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際B級認定技術者と認定される。

以上